

か告示第 99 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本町内の字の区域を次のとおり変更する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成18年4月21日

かつらぎ町長 山本恵章

字松本に編入する区域

大字	字	地番
萩原	美川谷	649・3、651・2、651・3、652・1、652・3、653・2、658、659・1、 659・2、659・3、659・4 及び 660 の全部 道路の一部

地番については、平成18年1月19日現在のものである。